## 法定外公共物占用許可申請書

令和 年 月 日

(EI)

都城市長 宛て

住 所氏 名電話番号担 当 者

下記のとおり、法定外公共物の占用の許可を受けたいので申請します。

記

土地の名称	1 水路敷		2 道路敷		3 20	)他(	)
占用の目的及び態様							
占用の場所	都城市						
占用の面積							
占用の期間	令和 年	月	日から令和	年	月	日まで	
添付図面							
占用料の額							

上記のとおり許可する。

都城市指令第 号

令和 年 月 日 都城市長

(教示)

## 占用許可条件について

- 1. 条例並びに管理者の指示に従うこと。
- 2. この条件を守らないとき、又は法定外公共物に関する工事のため止むを得ない必要が生じたときは、許可の取り消し及び移設、撤去又は改良を命ずる事がある。この場合、管理者で損失の補償はせず、占用者の負担を以って実施すること。
- 3. 工事の着手前に、必ず他の地下埋設物を確認し、工事による影響が考えられる場合は、 当該埋設占用者と現場立会いを行い、工事方法等を協議の上、実施すること。
- 4. 工事を実施する時は、工事の期間中、法定外公共物占用許可証を工事箇所の見やすい場所に標示しておくこと。
- 5. 掘削により、一般交通その他の公益にできるだけ支障を及ぼさないよう配慮すること。
- 6. 工事中の歩行者通行帯を確保するとともに、現場内を十分に整理し、歩行者自転車等の 交通の妨げにならないよう安全管理を行うこと。
- 7. 工事に際しては、工事中、道路標識、防護柵、交通整理員の配置、夜間の赤色灯など事故防止に万全の措置を講じること。
- 8. 工事に起因して第三者に損害を及ぼし、又は紛争が生じたときは、損害を補償し、又は紛争を解決すること。
- 9. 管理者の指示がある場合、工事の実施前、実施中及び施工後にわたり、現場立会いにより、管理者の検査確認を受けること。
- 10. 工事に起因し、他の構造物に損傷を与えた場合は、速やかに申請者において管理者へ申し出るとともに、原形復旧をすること。

## 法定外公共物占用許可申請書

令和	年	B	E
77 A.H	+-	Л	

都城市長 宛て

住 所氏 名電話番号

下記のとおり、法定外公共物の占用の許可を受けたいので申請します。

記

土地の名称	1 水路敷		2 道路敷		3 20	)他(	)
占用の目的及び態様							
占用の場所	都城市						
占用の面積							
占用の期間	令和 年	月	日から令和	年	月	日まで	
添付図面							
占用料の額							

上記のとおり許可する。

都城市指令第 号

令和 年 月 日

都城市長

(EII)

(教示)

## 占用許可条件について

- 1. 条例並びに管理者の指示に従うこと。
- 2. この条件を守らないとき、又は法定外公共物に関する工事のため止むを得ない必要が生じたときは、許可の取り消し及び移設、撤去又は改良を命ずる事がある。この場合、管理者で損失の補償はせず、占用者の負担を以って実施すること。
- 3. 工事の着手前に、必ず他の地下埋設物を確認し、工事による影響が考えられる場合は、 当該埋設占用者と現場立会いを行い、工事方法等を協議の上、実施すること。
- 4. 工事を実施する時は、工事の期間中、法定外公共物占用許可証を工事箇所の見やすい場所に標示しておくこと。
- 5. 掘削により、一般交通その他の公益にできるだけ支障を及ぼさないよう配慮すること。
- 6. 工事中の歩行者通行帯を確保するとともに、現場内を十分に整理し、歩行者自転車等の 交通の妨げにならないよう安全管理を行うこと。
- 7. 工事に際しては、工事中、道路標識、防護柵、交通整理員の配置、夜間の赤色灯など事故防止に万全の措置を講じること。
- 8. 工事に起因して第三者に損害を及ぼし、又は紛争が生じたときは、損害を補償し、又は紛争を解決すること。
- 9. 管理者の指示がある場合、工事の実施前、実施中及び施工後にわたり、現場立会いにより、管理者の検査確認を受けること。
- 10. 工事に起因し、他の構造物に損傷を与えた場合は、速やかに申請者において管理者へ申し出るとともに、原形復旧をすること。